

国民健康保険の加入者が進学により転出される場合は手続きが必要です

国民健康保険被保険者証は住所がある市町村で発行するため、市役所で転出の手続きをすると仙北市の国民健康保険を脱退することになります。ただし、国民健康保険に加入している方が進学のため転出される場合は、世帯主（保護者）の申請により仙北市から保険証を発行できます。お近くの市役所各庁舎・出張所で手続きをお願いします。また、前年も同様の手続きをしていただいた方には、関係書類を世帯主あてに送付していますので、更新または非該当の手続きをしていただくようお願いいたします。

●学生本人の国民健康保険被保険者証印鑑、学生証または在学証明書を持参してください。

●今年4月から入学される方も転出の手続き時に申請できますが、4月以降に在学証明書を必ずお近くの市役所各庁舎・出張所にお届けください。



ご存知ですか？

職場等の健康保険に加入後は、国民健康保険の保険証は使用できません



就職や扶養認定などで職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険証を使用して医療機関を受診できません。（職場等の健康保険証がまだ手元に届いていない場合でも使用できません）速やかに市役所国保窓口で国民健康保険を脱退する手続きを行ってください。

医療機関等を受診する際は、必ず「職場の健康保険に加入する手続きを行っている」旨を伝え、新しい保険者証の交付を受けたら、すぐに受診した医療機関・調剤薬局へ連絡または持参してください。

職場等の健康保険に加入した後も国民健康保険を使用して受診している場合は、かかった医療費（仙北市が負担した分）を返納していただくことになります。

平成26年4月1日からの70歳以上75歳未満の方の医療機関等で支払う自己負担割合について

平成26年4月1日から、70歳以上75歳未満の方の医療機関等で支払う自己負担割合が、次のとおり変更になります。

※現役並み所得者、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けている方は除きます。

- ① 昭和19年4月1日まで生まれの方は、平成26年4月1日以降も、特例措置により1割負担に据え置かれます。
- ② 昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日を迎えた翌月（1日生まれの方はその月）から2割負担となります。
- ③ 現役並み所得者の自己負担割合は3割負担のまま変更ありません。

現在高齢受給者証をお持ちの方には、1割負担を据え置く旨の記載がある新しい高齢受給者証を、3月下旬に郵送で交付します。

※既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けている方は除きます。

人間ドック受診助成制度のお知らせ

国民健康保険（35歳以上の方）・後期高齢者医療加入者の人間ドック受診を助成します

仙北市国民健康保険・後期高齢者医療では、病気の早期発見・早期治療に役立てていただくため、人間ドック受診費用の助成を実施しています。

制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

●対象者／

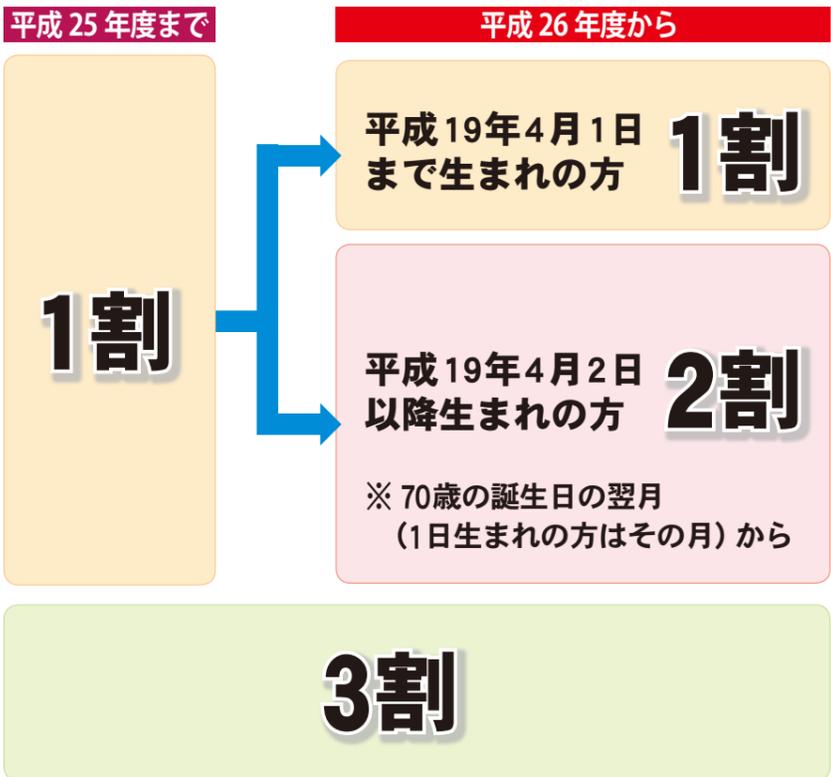
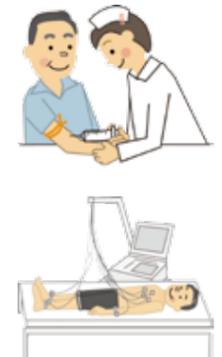
- 国民健康保険の人間ドック助成
- 仙北市国民健康保険の被保険者で、年齢が当該年度で35歳以上75歳未満（後期高齢者医療対象者除く）の方
- 前年度までの国保税を完納されている方

【後期高齢者医療の人間ドック助成】

○仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドック助成を受けていない方

○前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

●助成金額／どちらも一人2万1000円を限度とし、年度内で1回のみとなります。



福祉医療からのお知らせ

4月に中学校へ入学またはひとり親家庭で3月に高校等を卒業する方へ

現在、有効期限が3月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの方でも、新たに別の区分に該当する場合があります。

身体障害者手帳1〜3級または療育手帳Aをお持ちの方は障害者の区分でひとり親家庭の12歳以上（中学生以上18歳まで（高校等卒業まで））の方についてはひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨の通知を対象者に郵送します。

通知が届いた方は、お近くの市役所各庁舎・出張所で申請をお願いします。申請いただいた月の月初めから新たな区分で福祉医療に該当します。

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、前記障害者の区分およびひとり親家庭の区分に該当すると思われる方（ひとり親家庭の区分は所得制限があります）や、その他不明な点がある方は、市民課国保年金係までお問い合わせください。

